

第2編

第2部 成立した法律(平成5年)

第126国会平成5年1月22日～平成5年6月18日

第126国会 平成5年1月22日～平成5年6月18日

法律番号：6	所管部局：年金局年金課
法律名：被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法の一部を改正する法律	
公布年月日：平成5年3月31日	施行年月日：平成5年4月1日
内 容：公的年金の一元化が完了するまでの当面の措置である被用者年金制度間の費用負担の調整事業（制度間調整事業）について、平成2年度から平成4年度までの措置とされていた日本鉄道共済組合に対して交付する調整交付金の額の上限を設ける特例減額措置を当分の間継続すること。	

法律番号：7	所管部局：保険局国民健康保険課
法律名：国民健康保険法の一部を改正する法律	
公布年月日：平成5年3月31日	施行年月日：平成5年4月1日
内 容：1. 保険者の責めに帰することができない特別の事情による国民健康保険財政の負担増に対して、特例的に一般会計からの繰入れを認める国民健康保険財政安定化支援事業の制度化 2. 低所得者に対する保険料軽減分について公費で補填を行う保険基盤安定制度に係る国庫負担分の見直し (1, 2ともに、平成5年度及び6年度限りの暫定措置)	

法律番号：27	所管部局：薬務局企画課
法律名：薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律	
公布年月日：平成5年4月28日	施行年月日：平成5年10月1日、6年4月1日
内 容：1. 希少疾病用医薬品等の研究開発の促進のための措置 難病、エイズ等対象とする患者数が少ないことにより、医療上の必要性が高いにもかかわらず研究開発が進んでいない希少疾病用医薬品及び医療用具のうち、厚生大臣が指定したものについて、開発助成、税制上の特別措置、優先審査、再審査期間の延長等の開発促進策を講じる。 2. 審査事務の改善 (1) 製造業許可要件の強化等により、医薬品等の品質、有効性及び安全性についてより一層の確保を図る。 (2) 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構への審査に必要な調査の委託等により、承認審査等の迅速化を図る。 (3) 製造業許可の有効期間の延長等、規制の簡素化を図る。	

法律番号：28	所管部局：健康政策局総務課
法律名：社会福祉・医療事業団法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律	
公布年月日：平成5年4月28日	施行年月日：平成5年7月1日
内容：社会福祉・医療事業団及び沖縄振興開発金融公庫の業務に、指定老人訪問看護事業を行う医療法人等に対する必要な資金の貸し付けを加える。	

法律番号：29	所管部局：健康政策局医事課
法律名：診療放射線技師法の一部を改正する法律	
公布年月日：平成5年4月28日	施行年月日：公布日
内容：1. 診療放射線技師の業務に、政令で定める画像診断装置（磁気共鳴画像診断装置、超音波診断装置及び眼底写真撮影装置）を用いた検査を加える。 2. 診療放射線技師に対して守秘義務規定を設ける。 3. 他の医療関係者との連携規定を設ける。 4. 罰金の額を引き上げる。	

法律番号：30	所管部局：健康政策局医事課
法律名：視能訓練士法の一部を改正する法律	
公布年月日：平成5年4月28日	施行年月日：公布日
内容：1. 視能訓練士の業務に、眼科に係る検査を加える。 2. 他の医療関係者との連携規定を設ける。 3. 罰金の額を引き上げる。	

法律名：福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律	
法律番号：38	所管部局：老人保健福祉局老人福祉振興課
公布年月日：平成5年5月6日	施行年月日：平成5年10月1日
内容：1. 厚生大臣・通商産業大臣は、福祉用具の研究開発及び普及を促進するための措置に関する基本方針を定める。 2. 厚生大臣は、福祉用具の研究開発及び普及に係る助成等の業務を行う法人を指定する。 3. 新エネルギー・産業技術総合開発機構は、福祉用具の技術の向上に資する研究開発に対する助成等の業務を行う。 4. 国、地方公共団体、事業者、老人福祉施設等の開設者は、福祉用具の研究開発及び普及を促進するための責務を有する。	

法律名：戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律	
法律番号：45	所管部局：社会・援護局援護課
公布年月日：平成5年5月19日	施行年月日：平成5年5月19日，10月1日
<p>内 容：1. 戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正 障害年金，遺族年金等の額を引き上げる。 (例) 障害年金(公務傷病，第一項症，年額) 5,217,000円 → 5,356,000円 (平成5年3月分まで) (現 行) 遺族年金及び遺族給与金(公務死に係る先順位額，年額) 1,772,400円 → 1,818,900円 (平成5年3月分まで) (現 行)</p> <p>2. 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の改正 ①再継続分の特別給付金国債の最終償還を終えた戦没者等の妻に対し，改めて特別給付金として額面180万円，10年償還の無利子の国債を支給する。 ②基準日変更等による支給対象者の拡大</p> <p>3. 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の改正 ①4回目継続分の特別給付金国債の最終償還を終えた戦没者の父母等に対し，改めて特別給付金として額面90万円，5年償還の無利子の国債を支給する。 ②基準日変更による支給対象者の拡大</p>	

法律名：母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律	
法律番号：48	所管部局：児童家庭局母子福祉課
公布年月日：平成5年5月21日	施行年月日：平成6年1月1日，4月1日
<p>内 容：1. 都道府県の母子福祉資金貸付金に関する特別会計及び寡婦福祉資金貸付金に関する特別会計を統合すること等により，これらの貸付金に係る資金の有効な活用等を図る。</p> <p>2. 母子家庭及び寡婦に対する専門的な助言，指導等を行う事業を社会福祉事業として位置付ける。</p>	

法律名：調理師法の一部を改正する法律	
法律番号：60	所管部局：保健医療局健康増進栄養課
公布年月日：平成5年6月14日	施行年月日：公布日
<p>内 容：1. 飲食店等で就業する調理師は，2年ごとに氏名，住所等の事項を就業地の都道府県知事へ届け出なければならないものとする。</p> <p>2. 都道府県知事は，あらかじめ指定する民法法人に届出の受理に係る事務の全部又は一部を行わせることができるものとする。</p>	

法律名：社会保険労務士法の一部を改正する法律	
法律番号：61	所管部局：社会保険庁運営部企画・年金管理課 等
公布年月日：平成5年6月14日	施行年月日：平成6年4月1日
<p>内 容：1. 社会保険労務士の労働に関する相談・指導業務の重点が労務管理に関する相談・指導にあることを明確にする。</p> <p>2. 試験科目中の労働に関する一般常識の試験内容の充実と当該試験科目名の変更</p> <p>3. 開業社会保険労務士の業務に関する帳簿の保存期間を1年から2年に改める。</p> <p>4. 社会保険労務士は、社会保険労務士名簿に登録を受けたときは、当然社会保険労務士会の会員となるものとする。</p>	

法律名：精神保健法等の一部を改正する法律	
法律番号：74	所管部局：保健医療局精神保健課
公布年月日：平成5年6月18日	施行年月日：平成6年4月1日、8年4月1日
<p>内 容：1. 国、地方公共団体、医療施設又は社会復帰施設の設置者等は、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないものとする。</p> <p>2. 都道府県、市町村、社会福祉法人その他の者は、精神障害者地域生活援助事業（精神障害者グループホーム）を行うことができるものとする。</p> <p>3. 精神障害者の社会復帰の促進に資するための訓練及び指導等に関する研究開発等を行う「精神障害者社会復帰促進センター」を法的に位置付ける。</p> <p>4. 栄養士、診療放射線技師、調理師、製菓衛生師等の免許及びけし栽培の許可について、精神障害者であることを相対的欠格事由等とする。</p> <p>5. 精神障害者の定義を「精神分裂症、中毒性精神病、精神薄弱、精神病質、その他の精神疾患を有する者」とする。</p> <p>6. 精神障害者施設外取容禁止規定を廃止するとともに、仮入院の期間を3週間から1週間とする。</p> <p>7. 「保護義務者」を「保護者」とするとともに、保護者は精神病院の管理者等に相談し、必要な援助を求めることができるものとする。</p> <p>8. 精神保健法上、都道府県知事等が行うこととされている事務等を地方自治法上の政令指定都市の市長等が行うものとする。</p>	

第128国会平成5年9月17日～平成6年1月29日

第128国会 平成5年9月17日～平成6年1月29日

法律名：保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律	
法律番号：90	所管部局：健康政策局看護課
公布年月日：平成5年11月19日	施行年月日：公布日
内 容：保健婦として保健指導に従事することは女子のみに限定されていたが、男子においても、厚生大臣の免許を受けて、保健士の名称を用いて保健指導に従事することができることとした。	

法律名：心身障害者対策基本法の一部を改正する法律	
法律番号：94	所管部局：社会・援護局更生課、児童家庭局障害福祉課、保健医療局精神保健課 等
公布年月日：平成5年12月3日	施行年月日：公布日（一部公布後6か月以内）
内 容：1. 法律名を「障害者基本法」に改める。 2. 法律の目的として、障害者の自立と社会経済活動への参加の促進を位置付ける。 3. 法律の対象が身体障害、精神薄弱又は精神障害であることを明定する。 4. 基本的理念として、「障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」旨を加える。 5. 障害者施策に関する計画の策定（国への義務付け、都道府県及び市町村への努力義務） 6. 「障害者の日」の制定（12月9日） 7. 雇用の促進、公共的施設の利用、情報の利用等について、国及び地方公共団体の責務及び事業者に対する努力義務を規定する。 8. 「心身障害者対策協議会」の名称を「障害者施策推進協議会」に改めるとともに、同協議会の委員を、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちからも任命するものとする。	